（法第十条の国土交通省令で定めるもの）

第二十条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　法第九条の五第二項の規定による申出をしなかったこと。

二　法第九条の五第二項の規定による申出が事業主の意に反する内容であったこと。

三　法第九条の五第三項の規定により同条第二項の規定による申出に係る就業可能日等を変更したこと又は当該申出を撤回したこと。

四　法第九条の五第四項の同意をしなかったこと。

五　法第九条の五第五項の規定により同条第四項の同意の全部又は一部を撤回したこと。

（法第十四条第三項において準用する法第八条第四項の国土交通省令で定める事由）

第二十七条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項において準用する法第八条第四項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項等）

第二十九条の十三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　育児休業申出等（育児休業申出及び出生時育児休業申出をいう。第三十一条において同じ。）の申出先

三　（略）

四　船員が育児休業期間及び出生時育児休業期間中に負担すべき社会保険料の取扱いに関する事項

2・3　（略）

（法第二十一条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項）

第三十条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第九条第二項第一号に掲げる事情が生じたことにより育児休業期間が終了した船員、法第九条の五第六項第一号に掲げる事情が生じたことにより出生時育児休業が終了した船員及び法第十五条第三項第一号に掲げる事情が生じたことにより介護休業期間が終了した船員の労務の提供の開始時期に関すること。

二　（略）

（法第二十一条の二第二項の取扱いの明示）

第三十一条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条の二第二項の取扱いの明示は、育児休業申出等又は介護休業申出があった後、速やかに、当該育児休業申出等又は介護休業申出をした船員に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによって行うものとする。

（新設）

（法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の国土交通省令で定める事由）

第二十七条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項等）

第二十九条の十三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　育児休業申出の申出先

三　（略）

四　船員が育児休業期間中に負担すべき社会保険料の取扱いに関する事項

2・3　（略）

（法第二十一条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項）

第三十条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第九条第二項第一号に掲げる事情が生じたことにより育児休業期間が終了した船員及び法第十五条第三項第一号に掲げる事情が生じたことにより介護休業期間が終了した船員の労務の提供の開始時期に関すること。

二　（略）

（法第二十一条の二第二項の取扱いの明示）

第三十一条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条の二第二項の取扱いの明示は、育児休業申出又は介護休業申出があった後、速やかに、当該育児休業申出又は介護休業申出をした船員に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによって行うものとする。